

主て嚴重に制法是平に就彼に
町中より志果来一少も襖衣一重
着隠重他可なりも戸を去る可
乃同罪なり

一 新寺建立之制に之事

右五年為新稱寺号院号より自中
之趣向故今嚴制する也先觀
所定より依之度より方相觸平義相
此より新寺建立之制よりなるなり
更なり来なり

以前條より定也洛中より安下今觸
知者也仍此件

元和八年八月廿日 周陽守



下京

年家